

第12回 裁判員等経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

今般、平成29年10月、同年11月及び平成30年1月に審理等を行った3件の裁判員裁判を素材に、「公判での審理の問題点（冒頭陳述，証拠調べ及び論告・弁論）」，「評議の問題点」並びに「守秘義務について」を主なテーマとして裁判員等経験者との意見交換会を行った。その概要は、以下のとおり。

1 日時

平成30年5月21日(月)午後2時00分から午後4時05分まで

2 場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 田村眞（岐阜地方裁判所長）

裁判官 鈴木芳胤（岐阜地方裁判所部総括判事）

裁判官 菅原暁（岐阜地方裁判所判事）

検察官 三黒雄晃（岐阜地方検察庁三席検事）

弁護士 北川修平（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者 1番～8番

4 議事内容

〔冒頭挨拶〕

田村所長（司会）

岐阜地方裁判所長の田村でございます。今日は8人の経験者の方々に、大変お忙しいにもかかわらず、参加していただくことができました。誠

にありがとうございます。

今日、5月21日は、裁判員法が施行されて丸9年の、記念の日になります。その記念すべき日にこのような意見交換会を開催できることは、大変うれしいことと思っております。私は刑事畑の裁判官として、裁判員裁判には、裁判員法が施行される前の準備段階から関わりました。施行後は、前任の徳島地家裁の所長になるまで、裁判長として裁判員裁判を担当し、合計70人近くの被告人の事件に関与しています。そういう意味では、裁判員裁判に大変強い思いがあります。本日も司会を買って出て、やらせていただくということになりました。裁判員裁判は、裁判員、国民の皆様の御協力により、概ね順調に運用されていると思います。しかし、まだまだ発展途上であり、改善すべき課題が山積しています。後輩の法律家が、今の運用に安住して改善の意欲が乏しくなっているのではないかと、私のような最初に携わった裁判官や法律家は心配しているところでもあります。どうぞこのような意見交換の場で、率直な、厳しい意見をどんどん出していただきたいと思います。そのことによって、今現役の、後輩の裁判官や法律家も刺激を受け、改めて、改善していこうという意欲をもってくれるのではないかと考えています。

話は変わりますが、世論調査を行うとだいたい7割程度の国民の皆様が、裁判員裁判には参加したくない、あるいはできたら参加したくないという消極的な意見を述べられます。しかし、実際に経験された方のアンケートをみると、95から96%の人が良い経験であったと、積極的な意見を述べられ、消極的な意見を述べられる方は数%に留まっています。このビフォア・アフターの違いを、多くの国民の皆様に使っていただきたいと思います。参加した人は、96%くらいの方がいい経験だと言ってくれていると、だから心配しないで、不安を持たずに、是非参加して欲しいというメッセージを伝えたいと思っております。その意味では、今

日お集まりいただいたような経験者の方に、生の経験を多くの国民の皆様に、語っていただくということが、大変有効だと思います。

幸い今日の意見交換会の内容は、記者の方がいらっしゃっていますが、報道機関が取材して、報道されるということになると思います。また、議事録が、裁判所のホームページに掲載されます。それは、誰でも見ることができますので、ホームページを通じて多くの国民の方々に、皆様方の声をお伝えすることができるわけです。まだ裁判員を経験していない多くの国民の皆様にメッセージを発すると、そういう意味でもどうぞ率直な御意見を述べていただきたいと思います。本日はよろしく願います。

第1 「全体的な感想」

(1番) 主婦をしております。何分口下手ですのでこういう場でうまくお話しできるかどうか緊張しながら今日もやって参りました。少しでも皆様のお役に立てればと思っています。日数が長かったものですから、最初、本当に、10日間出席できるかどうか心配しておりましたが、何とか皆様のおかげで出席できました。ただ、選任手続の初日が一番ハードで、かなり精神的にも肉体的にも疲れました。裁判官の皆様の和やかな雰囲気の中で、評議できましたし、とても有意義なお時間を頂戴できたと思っています。

(司会) 担当された事件は、被告人が車を運転して殺害しようとしたという殺人未遂の事件であったと。

(1番) はい。

(司会) 殺意が争点でしたか。

(1番) はい。

(2番) 会社員です。よろしく願います。僕も1番の方と同じで、殺人未遂の事件を担当させていただきました。僕の方も、当然初

めて経験したことで、いろいろと当時は思っていたことがあったんですけど、何分、参加したのが半年くらい前の話ですので、当時のことを思い出しながらになります。今後のために皆さんの、裁判員裁判のお役に立てればと思います。よろしくお願いします。

(3番) 会社員をやっております。裁判員1, 2番さんと同じ案件に関わっていました。この裁判員制度に関わるまでは、はっきりいって、全く興味もなかったんですけど、参加することで、仕組みを知りまして、理解できるようになりまして、その後は新聞などで、そういうような件が載っていれば、興味をもって見るようになりました。その辺が変わったかなと思います。今日は、2番さんと同じで、時間も経ってしまっているのを思い出しながら、慎重に返答していきたいと思います。

(4番) 取り扱ったのは、殺人事件で、承諾があったか否かが争点の事件でした。当然、初めての経験をさせていただいて、経験していない方と同じように、難しいんじゃないかとか、拘束時間が長いから嫌かなというのが初めの思いだったんですけど、始まってみると、皆さんと評議をする中で、だんだん、楽しいという不謹慎ですが、いろんな意見を聴くことができ、有意義な時間を過ごすことができました。

(5番) 会社員です。私も4番さんと同じ事件を担当しておりました。まず、事件の内容が身内同士の殺人というところで、感情移入してしまって、非常に、自分の判断が揺れるというか、客観的に見れないところもありまして、そういうところが非常に難しかったという記憶があります。

(6番) 会社員です。私は、殺人事件について担当させていただきました。争点は殺意があったかなかったかというところを中心に審理

がされたというかたちだったと思います。やはり、判決というか刑を決めるということは、なかなか、今思い出しても難しいとすごく感じましたし、やはり検察官や弁護人の方の説明、いろいろなことを調べられた結果を裁判で報告をするということ、これが、いかに難しく大変なことなのかということを、聴いていて感じましたし、それを受けて我々が判断するといったところも非常に難しいと感じました。やはり、裁判というのは、高度な、一般の庶民が携わるものではないという感覚がどうしてもあると思うので、そういう意味で、敷居が高いというか、やりたくないという意見に、経験されていない方はなるんじゃないかと、専門性が強いからかと感じております。ですので、そのうち、年数が経てば、経験者もどんどん増えていきますので、そういう意味では徐々に浸透していくのではないかと思います。まだ9年ですので、10年、20年と続けていけば、もうちょっと浸透するし、是正されていくのではないかと思いますので、辛抱強く続けていけばいいことだと私は思います。

(7番) 主婦です。私も6番さんと同じ事件を担当しました。私も選ばれたときは、周りから、自分がお喋りなのでいろいろ喋っちゃうんじゃないかと心配されたり、残忍な事件を担当したら精神的に病むんじゃないかと周りからすごく心配されましたが、裁判官や、事務の方とかいろいろな方が丁寧に、和やかな雰囲気を出してくれたりしたので、安心して自分の意見を言えて、とてもいい経験ができたと思っています。

(8番) 会社員です。私も6番さん、7番さんと同じ事件を担当しました。ただ、私は、補充裁判員から繰り上がりになり、初日は補充でギャラリー1みたいな感じで、後ろで聴いていてこのままいく

のかなと思っていたら、2回目の時には、いきなり、裁判員となり、「えっ」というふうになりました。扱っているものが、ちょっとビビっちゃうというか、そういう事件だったので、今後どうなっていくのかなとの思いで進んでいましたけど、あくまで素人の意見でいいのかなと気にしながら、発言には気を付けながら、来た日にはやったつもりです。

(弁護士) 6番から8番の方が担当された事件(以下「第3事件」という。)の主任弁護人をやらせていただきました、岐阜県弁護士会の弁護士の北川と申します。今、裁判員経験者の皆様のお話を伺って、大変真摯に取り組んでいらしたと感じられまして、心から敬意を表したいと思っております。裁判員、やりがいがあると、それを世の中に広くアピールしたいと、これはまさに所長のおっしゃるとおりだと思うんですけど、当たり前ですけど、映画を見て楽しかったとか、そういった意味において、楽しいから一度やってみようという話ではないと、非常にしんどいのだけれども、それをやったときに何か、意味が見いだせるというふうな話ではないかなと思いますので、今日は、皆さんの率直な御意見を聴かせていただければ幸いです。

(検察官) 岐阜地方検察庁三席検事の三黒と申します。どうぞよろしくお願ひします。私は、第3事件、殺人、銃刀法違反の事件の主任検察官をしておりました。この事件を判断をするに当たって、重たい感じもあったと思いますし、他の事件についても刑事事件として、初の体験ですし、いろいろと悩んだりすることもあったと思います。今日はお忙しい中お集まりいただきましたので、貴重な機会と思っております。皆様方から見た検察官の立証がどうだったかとか、そういったことを、忌憚のない議論をお伺いできれ

ばと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(鈴木部総括裁判官) 1番から3番の方が担当された事件(以下「第1事件」という。), 第3事件の裁判長を務めさせていただきました, 鈴木と申します。よろしく申し上げます。今日はお忙しい中, 意見交換会にお越しくださいます, ありがとうございます。裁判員裁判, 皆様の御協力で, 判決をすることができて, とてもよかったと思っております。その, 審理, 評議については, 我々裁判官, 検察官, 弁護士, 一緒になってよりよい審理を実現しようと考えて審理を行ったわけですが, その内容, 我々が気が付かない改善点があるのではないかとこのことを心配しております。これから, それをお聴きして, 今後の改善につなげていこうと思っておりますので, 今日皆様の忌憚のない御意見を伺えればと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

(菅原裁判官) 4番と5番の方が担当された事件(以下「第2事件」という。)の裁判長をやっていました菅原と申します。どうぞよろしく申し上げます。今日, 久しぶりに, 第2事件の裁判員の方ともお会いして, また, 先ほど少しお話も伺って, そのたびにいろんな記憶がよみがえってきて, 非常に充実した評議ができた, 私としても印象に残った事件でしたので, 思い出して懐かしく思っております。他の事件の裁判員の方も含めて, 今日, いろいろ参考になる御意見を伺えるかと思っております。今まさに, 裁判員裁判の担当をやっているんですが, これからの事件の関係でも, 皆様の声を活かしていきたいと思っておりますので, どうぞよろしくお願いたします。

第2「公判での審理の問題点(冒頭陳述等)」

(司会) それではまず冒頭陳述のことについて聞きたいと思っております。冒

頭陳述は検察官と弁護人が冒頭にこれから証明しようとする事実を述べるものです。冒頭陳述をお聞きになってどこが争点になっているか、検察官と弁護人の意見の違いを理解することができましたか。第3事件からお聞きしたいと思います。

(8番) 最初にメモが配られたうえで、それぞれを比較するように聞けたので理解することができました。

(司会) 第2事件の方はどうでしたか。

(5番) 検察官のメモがとてもわかりやすかったですが、弁護人の方はちょっと曖昧で何が言いたかったのか悩んでしまいました。

(司会) それは弁護人の言いたいことがどういうことかがよく掴めなかったということでしょうか。

(5番) そうですね。承諾殺人という難しい言葉が出てきたので理解がしづらかったです。

(司会) それは承諾殺人という難しい話が出てきたから理解ができなかったのか、それとも弁護人の話の組立てがよくわからなかったのですか。

(5番) どちらかというとな話の組立てがよくわからなかったです。さらにそこに承諾殺人という難しい概念が出てきたので理解しにくかったです。

(司会) それでは第1事件の3番の方はどうですか。

(3番) 初日は選任手続があって、そのあとだったので、まさか自分が当選すると思っておらず、証明する事実を明らかにするというルールを知らなかったので、混乱しながら話を聞いてしまいました。何日か経ってからは頭の中を整理でき、最初の方で言っていたことを理解することができました。

(司会) 当事者の主張の仕方、プロセスではなくて裁判所のスケジュー

ールのせいですかね。今お聞きしたのですけれども、午前中に裁判員の選任手続があり、午後から公判が始まったのですか。

(3番) そうですね。

(司会) 心の準備ができないままに冒頭陳述に進んでしまったので、落ち着いて聞けずに頭に入ってこなかったのかなと。

(3番) ええ、当選確率は低いとお聞きしていたもので。

(司会) ではスケジュールについて続けて第1事件の2番の方に聞きたいと思います。当日選任手続に引き続いて午後に裁判が行われると、頭が働かないですか。

(2番) そうですね。3番の方とほぼ同じ意見で、僕も争点がここだよっていうのを理解したのが正直法廷の中ではなくて、評議室に戻って裁判長の方にそれぞれが争っているのがこの1点で、この部分をよく聞いてくださいと言われてからでした。初めに資料を渡されてそれが文字だらけでした。争点がここだよと書かれていればわかるのですが。昼食をはさんでいきなり静粛な場所に入れられて、あれだけの傍聴人を目の前にして冷静に話を聞けるかと言われると難しいと思います。ただやっぱり日にちが経つごとに慣れてくるのもありましたし、資料の見方とかもわかるようになってきましたし、裁判官に質問すればすべて答えてくださるので理解にそんなに時間はかからなかったですね。しかし、僕は初日の冒頭陳述は上の空でした。

(司会) それでは1番さんは同じ質問いかがですか。やっぱりスケジュールの関係で理解しにくかったですか。

(1番) 難しかったですね。朝家を出るときから緊張して、それで選ばれてすぐに法廷で冒頭陳述で、あとからじっくり読めばわかるんですけど、そのときは本当に頭に入ってきませんでした。

あとは証拠書類もかなりたくさんありまして、終わったらもう今日一日やっと終わったと、そういう気持ちでした。

(司会) 冒頭陳述のあとに証拠調べも同じ日に行ったのですか。それはちょっとボリュームが多すぎるのではないかなと。

(1番) そうですね。

(司会) ありがとうございます。それでは先ほど2番の方から書面に文字がびっしりで、わかりにくいという御指摘があったのですが、4番さんも第2事件で同じような印象をお持ちですか。

(4番) 検察官のほうの冒頭陳述には時間も書かれていたので、物語が頭に入ってきて、想像ができたのですけれども、弁護人のほうは箇条書きですごく見やすかったのですが、想像がしづらかったです。

(司会) 弁護人の言っていることを聞き、冒頭陳述メモを見ていて弁護人の描いているストーリーがなんなのか頭に浮かんでこないということですかね。

(4番) そうです。

(司会) 何が悪いのでしょうか。率直な意見をお願いします。

(4番) 私的には弁護人側の意見に寄り添うことができたと思うのですけれども、それで被告人に同情したくなるなあと感じたのですが、それが先入観となって弁護人の言っていることが頭に入っていないのかもしれない。

(司会) 6番さんは先ほど2番さんが言われたことなのですが、メモを見て文字が多すぎるとかは思いましたか。

(6番) 私個人としては冒頭陳述メモを見ながら聞いていたのでさほどそのようなことは感じなかったです。緊張はしていましたが、その場で理解することができました。

(司会) 6番さんは1番2番3番さんとは違い理解に困ったということとはなかったのですね。

(6番) 私が選任手続に呼ばれた段階ですでに裁判員に選ばれたものだと思ってしまいまして、私はもうやらなければいけないという気持ちだったので、覚悟ができていたからなのかと思います。

(司会) 続けて7番さんにスケジュールのことをお聞きしたいのですが、選任手続に引き続いて午後からの公判でわかりにくかった、困ったことはありませんでしたか。

(7番) 私もすごく緊張していて本当に話が頭に入ってこなかったです。けれど、このメモがあったので理解できたというのがあります。要所要所で聞いて、このメモを見て理解するという感じでできました。

(司会) 少なくとも検察官のメモで文字が多すぎて理解ができなかったということとはなかったということですか。むしろ文字がたくさんあったから理解できたということでしょうか。

(7番) そうですね。裁判員に選ばれたからには理解しなきゃという思いもあったので。でも緊張していて話が入ってこなかったもので、メモと話の両方で理解するという感じでした。

(司会) 弁護人の冒頭陳述メモが最初に配られたようですが、これは弁護人が意図的に文字を少なくし、言葉で聞いてもらおうという趣旨だと思われるのですが、このメモについてはどう思われますか。

(7番) 初日は緊張しすぎてわからなかったですが、検察官、弁護人の両方の話を聞いて理解することができました。

(司会) もう少し文字があったほうがわかりやすかったですか。

(7番) そうですね。弁護人の書面だけだと初日にはわからなかった

です。あとメモも取りきれませんでした。

(司会) 弁護人の冒頭陳述の話すスピードが早すぎたということでしょうか。

(7番) そうですね。初日は本当にそう感じました。次の日は落ち着いたので大丈夫だったのですが、最初はメモもできなかつたし、話も聞き取れなかつたので、大丈夫かなと不安になりました。

(司会) それでは8番さんには先ほどスケジュールの件をお聞きしていなかったの、もう一度聞きます。午前中に選任手続で午後から公判というのはいかがでしょうか。

(8番) ハードだと思います。

(司会) できたら分けてほしいですか。

(8番) そうですね。僕の場合は補充裁判員で選ばれた初日でしたから読む方専門でした。ただ、同じように資料は渡されたので、これはメモしてくださいね、という弁護人のものと、検察官の何日に何が書いてあってストーリーが描けるものと、後ろの方で何を訴えたいかの紙をいただけて、弁護人はその反対論を言うというのはわかりました。どちらにも言えることは喋るのが早いです。

(司会) ただいま話すのが早いという意見が出ましたが、6番さんはいかがでしたか。

(6番) 確かに証拠説明とか検察官の説明はちょっと早かったかなあと思います。だからなんとなく理解できたのですが、時間が短い中なので致し方ないと思うのですが、我々としてはやはり早いと思うことはありました。

(司会) 5番さんはいかがですか。

(5番) 私も同じような意見で、ちょっと早くてメモが取り切れなかったです。一つ感じたのが、現場検証とかの図面を一生懸命写したりしたのですが、それで話が入ってこなかったりしました。手元に現場検証の資料があれば、もっと頭に入ったのかなと思いました。

(司会) それは証拠を調べるときのことでしょうか。

(5番) そうですね。一生懸命メモをしていたら頭に入らなかったという記憶があります。

(司会) 4番さんはいかがでしょう。やはり喋るのが早いと感じましたか。

(4番) 同じですね。最初だとどこからどこまでをメモをとっていいのかわからないので、見取図を書いているうちに次の話にいつてしまいました。評議室に戻り結局見取図は裁判官からありますので見せませと言われ、だったらこっちにもほしいと思いました。

(司会) 私が裁判長をやっていたときは無理にメモをとる必要はありませんよと言っていたんですけどね。

(4番) なるほど。

(司会) それでは3番さんは早口で聞き取れないとかありましたか。

(3番) 私個人としてはそんなことなく、聞き取れるスピードでした。ただ、それも2日目からで、初日は2日目とスピードは同じだと思うのですが、緊張から頭に入ってきてませんでした。

(司会) 2番さんはいかがですか。

(2番) 僕も早くて聞き取れなかったという印象はないですね。ただ、話はずれてしまうんですけれども、証人の方がマイクを使うのに慣れていなくて、声が届かないとかはありました。弁護士や

検察官の方が喋られるときは早口で聞き取れないとかはありませんでした。

(司会) 1番さんはいかがでしょう。

(1番) 私も早くて聞き取れないということはありませんでした。

(司会) それではここで法律家の方から意見や質問はありますでしょうか。北川弁護士はいかがでしょう。

(弁護士) 裁判員裁判というのは基本的に口頭で述べる情報と、紙で提供する情報は一致することが原則だと思います。口で言うのは少なくして紙に長々と書くというのは、たぶん本来のあり方からはずれののだろうと思うわけです。私はむしろほかの事件の冒頭陳述とかだと口で言うことも少なくし、それに対応させて紙に書いてあることもなるべく少なくするというやり方をとってきたのですけれども、今の話を聞いていると、それもまた一長一短で、情報自体は紙に後で読み返すものとしてそれなりにあったほうが良いということになるんですかね。

(司会) 7番さんはある程度の情報量を含めた書面があったほうが後で便利ということになりますか。

(7番) そうですね。聞き取れなかったときに後から確認するにしても、自分の中で整理するにしても。

(司会) 3番さんはいかがですか。

(3番) 別室で評議するときに落ち着いて見れるので、そういうときに書類があると言いたいことがそういうことだったのだとわかります。やはり書類はある程度の量必要なのかなと。多すぎたら困りますけど。

(司会) 多すぎたら困りますよね。でも備忘のためにはある程度書かれていたほうが良いというのが大方の意見ということによろし

いですかね。それでは検察官お願いします。

(検察官) 先ほどの5番の方のお話で、現場検証の図面を映し出して
いたんですよね。これは説明がなかったというか、見るだけで
現場の状況が想像できるような説明はなかったということでは
ょうか。

(5番) いえ、そうではなくて、やはり初めての経験ですから先ほど
の方がおっしゃっていたようにどこまでメモをとればいいのか
わからず、話すことすべてをとらないと後で話せないかなと思
い、一生懸命メモしていたのですが、それでそちらの方に時間
を割いてしまったという感じでした。

(検察官) 検察官としてもこういった図面とかを映し出して少しでも
裁判員の方々にわかりやすくすることを心がけているのですが、
どうしても活かしきれていないというのがあり、どうしたらよ
りわかりやすくなるか聞いてみたかったということです。

(司会) それでは鈴木裁判官お願いいたします。

(鈴木部総括裁判官) 今皆様のお話をお聞きして、選任手続をした後
に審理に入るのはしないほうがいいのかなど考えるところもあ
ったのですが、そういうふうにしていく大きな要因はなるべく
皆様の拘束期間を短くするということがありまして、例えばこ
れを午前中の選任手続だけで帰っていただいて、別の日に公判
を始めたら緊張感は違うと思われませんか。やはり最初に公判に
入るときは緊張するのではないかと考えてしまうのですけれど
も。

(一同) (多くの方が頷く)

(鈴木部総括裁判官) やはりそうなんですね。

(司会) それでは菅原裁判官お願いします。

(菅原裁判官) 第2事件を担当したのですけれども、初日に選任してすぐに審理したんですね。いつもは選任と審理を別々にしているのですけれどもという説明をしたら、やはり拘束期間の観点から別の日だと困るという方が多かったという記憶があります。

(司会) 日数の関係で今話題になったのでお聞きするんですが、第1事件の日数は10日間でもよろしかったですか。

(1番) 実際は9日間でした。

(司会) もう少し密度を濃くして短くした方がよいか、それとも10日間でもよかったか。どうでしょうか1番さん。

(1番) 私はまだ車で二、三十分で来れますが、一人女性の方が富山県境からいらして、帰るのも夜9時10時になってしまうので、選任の日は午前中で終わって午後からは帰りたいたいでしょうし、家や仕事の段取りも付けるほうがよいのではないかと思います。

(司会) 2番さんはいかがですか。

(2番) 今のままの日程でよいと思います。でもこれから選任される方が舞い上がってしまうことを考えると、日程をずらしてもいいのかなと思います。仮に僕が圧縮した日程と余裕のある日程のどちらがよいかと聞かれば、会社員なので圧縮した日程の方がいいです。

(司会) 3番さんはいかがですか。

(3番) 私はコンパクトな日程の方がいいと思います。初日の緊張というのは我々の準備不足でしたし、今後制度が続いて初日は忙しいということが広まれば皆さん緊張されずにいけるのかなと。そうならば日にちを空けなくてもいいのかなと思います。

(司会) 4番さんはいかがですか。

(4番) 私は今回やったように午後から公判が始まるというのでよかったですけれども、舞い上がってメモをどこまで取っていいのかわからなかったのです。なぜ舞い上がったのかといいますとやはり裁判というのがどういう段取りで行われるのかが全然わからない訳ですので、選任された後に15分でいいので裁判とはこういうものですよと、プロモーションビデオとかで自分の中でイメージができれば余裕が生まれたのかなと思います。

(司会) 5番さんいかがでしょうか。

(5番) 私は午後から開廷というのでよかったですけど、緊張するのは鈴木裁判官がおっしゃられたようにいつやっても緊張は同じかなと思いますので、そうなる時間的に詰めていただいた方がいいのかなと思いました。

(司会) 6番さんいかがでしょうか。

(6番) 私の個人的な意見としては内容が内容だけに、あまり急ぐと思われるような審理はすべきではないと思います。ですのでそういう意味からすると今回10日間というのは妥当もしくはもうちょっと確認したいという思いからすると逆に足りなかったのかなと思います。あと初日については裁判員に選ばれたので来てくださいねという案内の中に選ばれたときにそういうスケジュールになりますというものを同封してもらえるといいのかなと思いました。

(司会) 7番さんはいかがですか。

(7番) 私はちょうどいい感じだと思います。やっぱり選任手続の後の公判は緊張するので4番さんが言われたとおり、緊張を緩和するようなものがあるといいなと思いました。

(司会) 私が裁判長をしていたときは、選任手続の午後は裁判のリハ

一サルをしていました。

(7番) それすごくいいと思います。

(司会) それでは8番さんはいかがでしょうか。

(8番) 私は選任と公判はずらしたほうがいいと思います。そのほうが余裕が生まれると思います。

(司会) 皆さんの意見を要約すると、これ以上コンパクトにしなくてもよいのかなと。ただ、やはり選任期日の日に引き続き審理するのは厳しいと。もしそうするのであれば何か工夫してほしいということですね。それでは次の話題の証拠調べにいきたいと思います。

第3 「公判での審理の問題点（証拠調べ）」

(司会) 証拠調べに入っていきたいと思います。供述調書の点についてお聴きしていききたいと思います。供述調書というのは、捜査段階で、取調官、捜査官が、関係者から話を聴いて、その話の内容を聴き取りまとめた書面ですね。その書面の取り調べを行ったのが第1事件と第2事件ですが、特に第2事件は特徴的な調べ方をしていました。供述調書の一部を朗読というかたちで調べた後、その供述をした本人から話を聴くという手続をしています。覚えていらっしゃるでしょうか。そういうやり方は、よく分かったかどうか。むしろどうせ聴くのだったら全部本人から直接話を聴きたかったか、4番さんいかがでしょうか。その書面と朗読というやり方を併用したのがよかったのかどうか。

(4番) 併用がよかったです。書面だけでは、多分、理解できなかったと思います。

(5番) 今回のやり方でよかったかなと思います。書面だけですと、自分の感情というか、読んだだけのイメージになってしまいますし、本人の話されることによって、どういう状況かというのが思い描

けるということもありますので、今回のやり方が非常によかったかと。今回の私の担当した裁判の中では要になった部分、一番重要な部分だと思いますので、よかったかと思います。

(司会) どうせ直接本人から話を聴くのなら、全部、直接聴けばよかったと思いませんでしたか。

(4番) どうせというか、本人が喋ってしまうと、本人がどちらかという、弁護側になるか、その逆になるか、どちらかの意見に偏ってしまうのではないかというところもありますので、書面も大事かなと思います。

(司会) 第1事件では、供述調書自体、それだけを調べるというかたちで、3通調べています。1通は犯行場所に向かう被告人の運転する車両を目撃した人の供述調書、他の2通は、被害を受けた方の、被害を受けた状況についての供述調書ですけれども、これらの3通の供述調書の朗読を聴いていて、内容はよく理解できましたか。

(3番) 書面に書いてあったことと、それから、当日話をしたことで、感覚として、当日話を聴くときには、感情的になっている部分が伝わってきます。逆に言うと、感情的な部分だけが強くて、どこが真に言いたかったところなのか、ちょっとずれてしまっちゃったかなというのもあるので、やはりまず書面で言いたいことを言って、感情的なところは聴いて、その両面から聴いたので納得したところはありました。

(司会) 書面の朗読で分かりにくいというところはなかったですか。

(3番) 朗読だけで事実を語っているので、それは分かりやすかったと思います。

(2番) 僕らの事件で出てきた供述調書の内容は、そんなに複雑なものでなかったもので、理解しやすかったです。被害者のもので、難し

いことを述べてはいなかったもので、僕としてはすごく分かりやすかったです。

(1番) 私も書面で分かりましたけれど、お話を聴いてニュアンス的なもの、感覚的なものも合わさって、理解できました。

(司会) 供述調書の朗読でも理解できたんだけど、その後行われた証人尋問で直接話を聴いて、併せて実態がよくつかめたという趣旨でよいですか。続いて法廷での、証人・被告人への尋問についてお話をお聴きしたいと思います。尋問を聴いていて、その話が信用できるかどうかを判断することができたかどうかなんですが、証人尋問、被告人質問の話を聴いていて、その話の信用性を判断することは可能だったでしょうか。

(8番) 専門家の方の意見というのは、ああそうなんだなど。あと、専門的な用語が出てきても、それは最初に裁判所から、「擦過傷とは」など、分かりやすい国語辞書みたいな感じで配られていたので、そういう面では理解はできました。あとは、見た人とか証人関係の人っていうのが、あくまで、実際は、その人の意見を述べられているだけなのでこちらの判断なのかと。要は、確実なものに対しての証人の方については理解できましたし、納得もできました。証人の話とかも分かりましたけど。

(司会) 法廷での証人・被告人の話を聴いていて、その話が信用できるかどうかは難しくなかったですか。

(7番) 基本的に証人の方は、前提として証人は嘘をつく必要がないのかという感じで、信用はできました。被告人さんは、何か言っていることが割とところどころ変わっていたので、ちょっと信用できないかなって部分もありました。

(司会) 法廷で話を聴いていて、信用性の判断も大分できたと、そうい

うことですか。

(7番) はい，大丈夫です。

(6番) 私も同じで，専門家の方の御意見というのは，ほぼ聴いていて理解ができたと思います。あとは，当日みえた証人の方だとか，被告人本人ですね。被告人本人に対しては，いろいろ私も直接質問をしたんですけど，質問した内容に対して，本当かなということに対する確認というのか，やっぱり取れなかったという意味では，被告人に関しては，言っていることが本当に正しいのか，確認することができなかつたと思いました。被告人の話を聴いて，それをもとにして，例えば，誰か他のニュアンスがわかるような質問とかができて，例えば，友人の方に関しても，そういう質問が，直接聴かないにしても，何となくそういうことが分かるような質問ができたなら，もう少し，そこに対して信憑性がどうなのか，ちょっとわかつたのかなというところは思いました。

(司会) 質問を変えたいと思います。検察官や弁護人の尋問の仕方があまり上手じゃなくて，どうもよくわからなかつたというようなことはなかつたですか。そういうような不満と言いましょか，もう少し上手に聴いてほしいなという感覚を持ったかどうか。

(5番) 適切だったと思います。被告人に対していろいろ質問して，被告人がいろいろ意見が変わって，信憑性が取れないかなというところもあつたんですけど，それに対して，被告人がいろいろと答えることに対して，質問を変えながらやられていたんで，非常に分かりやすかつたです。

(4番) 私も同じで，被告人の方が聴かれたことに対しての，ポイントを得た答えがなかなか返ってきづらい人だったので，検察官や弁護人は，あっちからこっちから，いろんな方面から答えを導き出

そうとして、いろんな方面から質問されているので、よかったと思いました。

(司会) また別の質問ですが、よく裁判員の方から聴く話として、質問の意図が分からない、どういう意図でそういう質問をしているのか分からない、それで分かりにくいという話を聴くんですけど、そういうことはなかったでしょうか。

(3番) 事前に、裁判官から、次はこういうセッションで、こういうことを質問するという話を事前に聴いており、それに向かって質問しているということを前もって聴いていた部分もありましたので、そういう意味では、今回私が参加した件に関しては、分かりました。

(2番) 僕の方も、質問の意図が分からないということはなかったですし、僕らにすごくわかりやすく、一つ一つ、細かく区切って質問されていたので、最初の質問が見当違いかなと思って、それにプラスしてじゃあこうで、と進めていくうちに、何が聴きたいのかっていうのは理解できました。短く区切っていくと、その一つ一つがどこにたどり着きたいんだろうと思うことが二、三はあったんですけど、こういう質問にたどり着くんだなと。時系列で質問していくというやり方だったので、まとめてトータルでみると分からないということはなかったです。

(1番) 弁護人の方も検察官の方も的確にされていたと思います。

(司会) そうすると尋問のやり方については、皆さん特に批判するようなことはなかったということによろしいですか。

(弁護士) 自分の関わった事件だけ、特定して聴くのは不適切かもしれないですが、先ほど、被告人質問の話が出てきて、確かに、ころころと変わるという話があったんですけど、これは、私からして

も非常に難しいというか、今までの弁護士人生で、1, 2を争うくらい難しい尋問だったと、そう思っております。結局、心証形成、ひいては、判断、それに大きく影響したというふうに思いますので、やっぱり詳しく聞きたいんですけど、これについて、技術的な部分で、もっとこうしていたらよかったんじゃないかとか、こういうところは分からなかったとか、そういうところがあるならば、率直におっしゃっていただきたいと思います。

(6番) 今の御質問に対しては、特に、弁護士のやり方が悪くて分かりにくいとか、そういうことはなかったです。むしろ、いろんなことを立証していく、弁護していくところの厳しさというか、ある程度、今回は殺意の有無というところだったんですけど、殺意がないということを立証することが、やっぱり難しかったんじゃないかなと思うんですね。そういう意味では、今思うと、御苦労された結果なのではないかなと思います。特に技術的にとか、何かやり方が悪いとか、そういった印象はないです。

(7番) 助言とか、そんな大それたことはできません。私も特に、こうしたらいいとかああしたらいいとか、そういうのはありません。ああいうものなんだという感じで伺っていたので、同じです。

(8番) 私も弁護士さんは一生懸命やって、何か大変だなって思います。確かに、もう一人の弁護士さんが一生懸命やっているときにも、被告人の回答が期待どおりでなかったのかもしれませんが、弁護士さんもまずいと思ったのか、僕はそういう印象を持ったのですが、すぐ次の質問に変えられたりという場面が見られたんですよ。やっぱり、曖昧な回答をしたから、次の質問にいかれたんじゃないかって印象を持ちちゃったくらいです。結局は弁護士さん、一生懸命やられているなという印象を非常に受けました。

(司会) 難しい事件を担当する中で、最善を尽くされたのではないかと
いうことですか。

(8番) はい。

(検察官) 質問ではないんですが、北川弁護士と同じく、第3事件に立ち
会っておきまして、被告人への質問、それと答えを得て進めて
いくのはかなり難しいんだらうなっていうのは見ていて思いまし
たし、実際に私も補充で少し質問しましたが、かなり難しいなと
感じました。被告人の性格によるものなのか、それとも被告人と
いう立場から、いろいろ考えることがあって、答えに窮している
のか、それは定かではありませんが、他の証人の方に比べても、
答えにくそうにしている、立場が違えば話すことも話しにくいの
かなと、感じ取っていただけたのではないかと思います。それと
複数の方から意見をいただきましたが、解剖医の先生だったりと
か、被害者、亡くなった方の同業者の方から、かなり難しい内容
の話がありました。内容が難しかったのでできる限り分かりやす
くしようと複数の検察官で話し合って進めて、概ね良い評価のお
言葉をいただきましたので、本当にありがとうございます。今後
も励んでいきます。

(鈴木部総括裁判官) 証拠調べの中では、第1事件で精神科医の先生の
話がありました。あの事件で、聴き取りづらい部分があったんで
すけど、内容的には御理解いただけたということによろしいでし
ょうか。

(2番) 僕らからも質問させていただく時間があり、あの質問で分から
ないところは補充できたので。確かに聴き取りづらくて、最初ひ
ととおりに聴いただけではちょっと分かりづらくなって思いまし
た。

(菅原裁判官) 質問ではないのですが、第2事件の話を伺っていて、記憶喚起された部分もあるんですけど、さっき司会から聴かれた、証人の方ですかね、加害者とも、被害者とも関係があり、微妙な立場でした。調書もちろんありましたけど、直接聴いてもらって、かなり証人としての、証言する態度とか内容とかも非常によくお話していただいたので、それが理解に結びついたのかなと。あれが全部紙だったら、多分ああいう気持ちは抱けなかったのかなと。それは皆さん同感だったんじゃないかなと思って聴いておりました。他の証人とも、臨場した警察官とか、かかりつけのお医者さんの話とも、ちょっと違う話はされていたんですけど、その、どっちに乗るのかっていうところも証人の証言ならではと思い出していました。

第4「公判での審理の問題点（論告、弁論）」

(司会) それでは続いて論告、弁論の話に進みたいと思います。検察官や弁護人は証拠調べが終わった後、それに基づく最終的な意見を述べます。検察官が論告、弁護人の場合は弁論といいます。論告、弁論をお聞きになってその内容が皆さん自分の意見を決める際の参考になりましたかということをお聞きしたいと思います。

(1番) やっぱり参考になりましたし、これが自分の意見を決める上での大元になっていると思います。第1事件では心神耗弱について弁護人と検察官が最初争いがないところから始まって、最後までそのような結論で終わっていたので、私たち裁判員からは違うのではないかなというように思いで、私個人的にはそういう思いで資料を見ていました。

(司会) 論告弁論ともに内容はよく理解できたし自分の意見を決めるうえで非常に参考になったと、ありがとうございます。2番さん、

同じ質問ですが、いかがでしょうか。

(2番) これは最後のほうだったので自分の中で法廷で見聞きしたことと見比べながら、お互いの方たちがどういうことを主張したいのかなということがよく理解できましたので、ありがたい資料でした。判断基準になったかと言われると、証人の方たちの生の声を聴いていたので、そこをピックアップして箇条書きにした資料という感覚で見ってしまったので、弁護側と検察側がどういうことを主張して、どういうことを訴えてということよりも、法廷内のまとめ資料という感覚で見ってしまったかなというところはありません。

(司会) 今、すごく核心をついたことをおっしゃったのですが、法廷で自分の目で見て耳で聞いたことがまさに判断の核心だったということですね。それが一番重要なことだと思います。

(3番) 2番さんと同じ意見です。参考になりました。それまでの内容と自分自身の見聞きしていた感想を重ね合わせながら、ほぼ一致していることが最後のまとめとして書かれていました。

(4番) 大変よく理解できて結論に役立ちました。

(5番) 非常に参考になりました。この後の判決を決めるに当たって、自分の意見としても参考になりました。

(6番) 今まで見聞きしたことを中心にしてさらに総括的な資料として書いて頂いているので、そういう意味で確認ができました。自分が認識したものを改めて確認ができました。それから検察側と弁護側の双方が言っていることがきちんと整理されて、非常に参考になりました。

(7番) 見てきた物のまとめという感じで読み返して、理解しているところや分かっていないところが理解できたのでよかったと思いま

す。

(8番) 法廷での最終日にこのような資料をもらって、お互いが、検察官も読み上げていただいて、それを後日僕らが評議に入る資料にも当然なりますし、思い返すためにもこういうものがあって大変よかったと思っています。

(司会) 皆さん非常に肯定的な積極的な評価をされたのですが、ネガティブな意見の方はいらっしゃいますか。もうちょっとこう変えたらよかったんじゃないかという御意見の方がいらっしゃったら遠慮なく言っていただきたいのですが。

(2番) ちょっと難しいかもしれませんが、検察の方と弁護人の方のフォーマットを一緒にしていただいて、争点の欄とか訴えたいことの欄とかやっていただくと、見比べてより言いたいことがどこがちがうのかわかりやすかったのかな。冒頭陳述のほうのメモにも言えると思いますが。お互いがお互いで言いたいことをば一っと書かれてしまうと、ひょっとして言いたいことと争点が微妙にずれてしまい、僕らの判断がどこに落ち着けばいいのか難しくなってくるかもしれないので。フォーマットが同じでここに関しては両者こういう意見ですよ、ここに関しては・・・というようにすると、ぱっとみたときに一発で見比べられるようにしてもらおうと見やすいのかなという印象を持ちました。

(司会) 検察官と弁護人はそれぞれ論告、弁論する前に手の内を見せるわけにはいかないのですが、難しいのではないかと思います。ただ、本当に争点について共通の認識ができていれば、かみ合ったものが出るはずなんです。かみ合っていないとか、そんなことはなかったですか。

(2番) 見方がちょっとやっぱり。書く位置が違ったり。例えば一番最

初にこういうことが書かれている，二番目はこういうことが述べられていましてというものを作っていただくと，見比べたときにわかりやすいのかなと思います。

第5 「評議の問題点」

- (司会)他に何か御意見はありますか。特に論告弁論がないということでしたら，次はいよいよ評議に入りたいと思います。最初にお聞きするんですが，話しやすい雰囲気でしたか。ぜひお聞きしたいのですが，どうでしょうか。
- (1番)とても話しやすい雰囲気でした。最初はやはり皆さんどういふ方か，どんな雰囲気の方かわからない状況で始まりましたが，日を迫うごとに話もできるようになりましたし，よかったです。
- (2番)毎日一緒に食事をしたりとか，短い休みの間でも談笑したり，裁判官もくだけた話をしてくださったので，評議に入るころにはすごく話しやすく自分の意見も言えたのでありがたかったです。
- (3番)大変話しやすい雰囲気でした。時間も十分取れてましたし，専門用語もわからないことがあると定義を教えてくれたりとか。証拠についてわからないことがあるという証拠を引っ張り出してきて皆さんにコピーを配ったりしてくださり，適宜わからないことを答えてくださいました。非常にわかりやすかったと思います。
- (4番)評議は大変有意義で楽しい時間を過ごすことができました。初日からムードメーカーがいたりして意見がいろいろ飛び交ってました。自分と違う意見も普段なら聴けないだろうなということも素直に聴くことができ，こういう見方もあるんだなと素直に受け入れて耳を傾けることができました。
- (5番)評議の場は非常に有意義だったかなと思います。普段私は会社員で会議なんかやると上からの顔色を窺いながら意見を言ってい

るのですが、自分の思ったことが言えましたし。非常に皆さん活発な意見で、最後評議で結論がどうなるのかな、こんな時間で結論が出るのかなと思うほど活発ないろいろな意見が出ましたが、最終的には結論がうまく日程どおり導けたのがよかったかなと思います

(6番) 私の事件の担当裁判官も非常に丁寧に優しく、裁判員として尊重してもらいました。裁判官と裁判員の評議の際の票は同等ですよという説明を受けましたが、まさにその対応をしていただいたと思います。上から目線でこられるのかなと最初思いましたが、一切そういうこともなく非常にありがたい対応をしていただけたなあというのが率直な感想です。

(7番) 雰囲気はとてもよかったと思います。裁判官も裁判員も皆自分の言いたいことや思ったことを言える雰囲気を出していただけたし、「わからない。」とか「もう一度証拠が見たい。」とかバンバン言える雰囲気だったので、いい感じで評議が進められたかと思います。1つだけ、最初に裁判員に選ばれたときに私は評議とかわかってなくて。最後にちゃんと話し合うということがわかってなくて、最初メモは取っていませんでした。途中からメモを取りましたので、できましたが、自分ができてなかっただけかもしれませんが、「最初から理解できるように話し合う時間があるんで自分で考えてくださいね。」とか「考えといてくださいね。」みたいな感じで言ってもいいのかなと思ったんですけど。

(司会) 法廷での手続が全部終わった後、皆さんと一緒に話し合いで結論を決める場を設けますからということを先に言ってほしかったと。わかりました。どうもすみませんでした。

(8番) 私自身は話しやすい、別室に入っただけの限られた人数だけの会

話の中でしたので。法廷のところで質問しろと言われてもできないというのが、裏へ帰ってくれば裁判官に質問をしてしまうということができましたので、その点はよかったかなと。わからないことは直接聞いてくださいと言ってくれたんですが、できないんですよね、やっぱり。ですけど裏へ帰ってくれば質問ができる。そうすると代わりに質問をしていただける。最初補充裁判員のはきはそういう話も聞きましたし。ただ、裁判員になったからってその場でやっぱり言えないという人もいます。そういう場合は代わって裁判官はプロですから普通にこういうことを思っている人がいると。要所要所で休憩が法廷の中であり、そのときにちょこちょこ話も聞いてもらい、代わりに裁判長が質問してくれる場面もありましたので、そのへんも含めてよかったかなと思います。

(司会) 非常に話しやすい雰囲気という肯定的な評価をありがとうございます。皆さんが扱った事件は非常に難しい法律概念が含まれていました。特に第2事件は承諾殺人罪というなかなか理解しにくい犯罪類型が問題になっていた上、本当は承諾してないけれども承諾があるというように被告人が誤解してしまったという錯誤の問題がありました。承諾殺人とか事実の錯誤とか、そういう法律概念をちゃんと理解するのが大変ではありませんでしたか。

(4番) 非常に大変でした。結論的には自分の中で納得できているのですが、感情的にはまだできないところがあります。

(司会) 私も非常に迷う事件で判決を言い渡した後、あれでよかったのかなと後々考えることもありますので、誰でも持ちうる悩みではないかなと思います。同意していると思いついでいると、それが犯罪の成立に影響を与えると理解することは難しくなかったです

か。

(5番) 承諾殺人という言葉自体も初めて聞きましたし、言ってることは理解できました。私はどちらかというとな被害者の立場で客観的に考えてみましたが、やられる側としてはどうだったのかなとかそういう思いで色々したんですが非常に難しい。立場が変わると捉え方が違ってて、被告人側の立場からするとこうだろうなという気持ちもわかりますし、被害者側からすると違うのかなという立場もあり、非常に難しかったです。

(6番) 殺意があるかないかの線引きがどこにあるか難しかったです。今回は状況の証拠、周りの物証から認定をしたということになります。結果的にはそういうものがあったからそのように導いたというのがありますが、改めて殺意があったかなかったか聞かれると難しいです。

(司会) 殺意が何なのかということについては、皆さんが普通思い描いているものと法律上のものとは別なんですよね。

(7番) 別紙で殺意の用語について説明があったので、それに沿って自分の中であてはめたので割とわかりやすかったです。

(司会) その別紙は誰が用意したんですか。

(7番) 裁判官です。

(司会) それは評議のときに配ったんですか。

(鈴木部総括裁判官) はい。

(司会) 検察官も弁護人も了解の上で。

(鈴木部総括裁判官) そうでしたね。

(8番) 最初に殺意と思っていた個人的な意見と違うところに戻さないといけないですよ、そういう観点からみて、もう一度最初から見直さないといけないという点では判断基準をどこに持ってくる

のか。

(司会) 第1事件も心神耗弱という非常に難しい、しかも当事者が心神耗弱でいいですよと言っているのに裁判所が違うと認定した、非常に難しい判断をされた。心神耗弱の理解というのは難しくなかったですか。

(3番) やはり難しかったので、心神耗弱とか完全責任能力の定義を教えてくださいということに対して説明書面をいただき、そこに書いてあることだけはちゃんと理解できました。こういうことなんだとわかったうえで理解するようにしました。

(司会) 配られたコピーというのは裁判官から文献か何か、それとも当事者と打ち合わせたものですか。

(鈴木部総括裁判官) 一応説明の仕方については打ち合わせましたね。

(2番) 評議に入って心神耗弱のことを話し合う段階では難しかったですけど、資料をいただいてそのうえで法廷で上がってきた証拠とか証言とかをひとつずつあてはめていって、心神耗弱にあてはまるのかどうか殺意にあてはまるのかどうか、最終的には僕の中では心神耗弱の線引きができていて判断はできたと思います。

(1番) 字面で読めばなんとなくは分かるんですけど、いざこの事件でどうかというのは証拠などと突き合わせて、殺意に関しても本人のメモがあったりそういうのが事件にどう影響を与えるのかひとつひとつ証拠と突き合わせ、それをもとに判断をしていきました。最終的には証拠の数も多かったですし、自分の中で判断をするのはかなり難しかったです。

(弁護士) 裁判員の皆様からすると、法廷というのは受動的に見て理解するプロセスで、評議というのは主体的なプロセスであって、ある意味そこでこそ決定を下さなければいけないが、精神的な負担

はどうでしたか。

(7番) 裁判員に選ばれたところに比べると、評議のときは話し合える仲間がいて、一人で抱え込む感じじゃないので、そこまで精神的には大丈夫でした。

(4番) 話しやすかった雰囲気がありましたし、評議内容は一切外には漏れないというのが決まりでありましたよね。それがありませんでしたので、割と言いたいことを言えました。重圧はそんなになかったです。

(2番) 最終的に出す答えはチームとして出す答えなので個人として負担を感じることはないのと、自分が最初に持った意見でも人の意見を聞いてどんどん変わっていくのは当然で、それもありだと聞いたので、心の負担はだいぶ楽に進められました。

(検察官) 第1事件から第3事件まで検察官の論告について概ね良い評価をいただいたとっております。今後も裁判員の皆様の評議に資するような論告を心がけていきたいと思っております。

(鈴木部総括裁判官) ホワイトボードがうまく書けなかったのですが、評議の内容をまとめるうえでホワイトボードの使い方について御意見があればお聞かせください。

(6番) 不自由や不便、わかりにくさはありませんでした。

(1番) わかりやすく書いていただいていたと思います。皆さんとお話をしていく中で要点はわかってきますので、それを補充して書いていただくと、休憩をはさんでからでもまた見直すことができると思います。

第6 「守秘義務について」

(司会) 守秘義務についてはいかがでしょうか。

(8番) 守秘義務については、裁判所の方からもいろいろ聞きました。

自分が裁判員に選ばれたことは知られているので当然興味を持つ人がいる，新聞やテレビでも報道される，そうすると裁判員になって経験したことを根ほり葉ほり聞く人もいる。ただ最近はまったくその話をしてくる人はいないんですよね。だから自分の心の持ちようじゃないかと思うんですが。

(司会) 裁判員を務めたこと自体は守秘義務の対象に入りません。それから公開の法廷で経験したことも守秘義務の対象ではありません。一般的な感想を話すことも守秘義務に反しません。評議の中身だけは対象になりますので申し訳ありません。

(8番) そこまで聞く人もいないので，話す必要もないですよ。

(7番) 裁判官の方々にここからここまでは大丈夫だよと言っていたので，ここだけは言わないということが的確にわかったので大丈夫でした。

(6番) どこまでよくてどこがだめというのは事前にきちんと説明を受けていたので。最初は大丈夫かな，自分は守れるのかという心配はありましたけど，大丈夫でしたし，内容が内容なだけにあまり積極的に喋りたいような内容ではないので，結果的に大丈夫だったかなと思っています。

(5番) 守秘義務があるところは事前に説明を受けてましたし，評議の内容について他人に話をしたところでわかってもらえない，評議室の中の人しかわからない話ですので，帰ってしゃべる必要性はなかったかなと。なので守秘義務は守れたかなと思います。

(4番) 小説の中だと裁判官とか恨まれてどうのこうのというのがありますよね。裁判員が扱う事件というのは刑事事件。中には恨みつきがあってということがあるので守秘義務があるのではないかと思います。守秘義務があったから自分も言わないんですけど，

もしそれを言ってしまったら、第二の事件が起こる可能性もなきにしもあらずかなと思うので、守秘義務は大事なことだと思います。

(3番) 線引きの部分を事前に知らされていたので内容は理解していました。裁判員を経験した人じゃないと必要以上に何もしゃべれないという先入観があるんじゃないかと思います。

(2番) 僕の周りでも裁判員やったこともしゃべっちゃいけないんじゃないのというくらいで、守秘義務という言葉が先行していて、評議以外のことをしゃべるとそんなこと言っていいのという認識だったので、僕らが真摯に守秘義務を守ろうとしなくても、周りの人から積極的には聞かれなかったのです。もうちょっと皆さんの理解が深まると裁判員の僕らの感想もどんどん言えるので、もっと違う印象をもたれるんじゃないかなと思います。

(1番) 私の周りでも裁判員について聞かれることはありましたけど、根ほり葉ほり聞く人はいなくてどんな事件だったとか裁判で公になっていることしか聞かれなかったです。

以 上